

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-40(政策10-施策⑤))

施策名	地震対策等の推進				担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(調査・企画担当) 藤山 秀章 参事官(事業推進担当) 四日市 正俊				
施策の概要	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行う。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱、各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図る。 より被災地の現地に近い都道府県の情報が迅速に収集・共有されるよう、国と都道府県との情報連携の迅速化等、国による情報収集・伝達機能の強化を推進する。				政策体系上の位置付け	防災政策の推進						
達成すべき目標	近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めるため、地震対策等を検討するための大前提となる、地震・津波の想定を行う。 国の防災情報の収集機能を強化し、政府の災害対策能力の向上を図るため、総合防災情報システムの整備を行う。				目標設定の考え方・根拠	災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、首都直下地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法、津波対策の推進に関する法律		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 総合防災情報システムの整備(システムへの情報登録の自動化が図られた分野の数)	7	H23	15	-		9	10	-	-	-	-	総合防災情報システムと都道府県との接続及び他機関システムとの連携強化等を推進し、総合防災情報システムへの情報登録の自動化が図られた分野の拡大を図ることで、関係機関等との情報連携の迅速化を図っているため。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ 平成23年度	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の設定 首都直下地震防災戦略の策定 平成26年度	南海トラフ巨大地震に関する被害想定公表 南海トラフ巨大地震に関する被害想定公表	南海トラフ巨大地震対策大綱等の策定及び首都直下地震対策大綱等の改正	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の想定地震・津波の想定 首都直下地震防災戦略の策定						中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とされているところ、各省庁や地方公共団体、民間における具体的な防災対策に資するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震において想定される震度分布や津波高を設定する必要があることから。 また、首都直下地震対策として、達成すべき減災目標、達成時期、対策の内容等を明示した防災戦略の策定を行う(なお、南海トラフ地震の防災戦略は、平成25年度に既に策定済みである)。	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 地震対策等の推進に必要な経費(平成12年度)	827,772 (605,856)	560,637 (516,193)	441,624 (394,769)	382,456	2	大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針、各種ガイドライン等の策定を行うための経費である。	0049					
(2) 総合防災情報システムの整備経費(平成7年度)	363,588 (290,356)	472,997 (350,782)	392,987 (128,440)	336,119	1	発災時に政府としての適切な初動体制の確立、防災関係機関の情報の共有化を図るため、 ①地震発生直後に震度情報から被害推計等を行う「地震防災情報システム(DIS)」 ②人口衛星画像等から被害を迅速に把握する「人口衛星画像等から被害を迅速に把握する「人口衛星画像等を活用した被害早期把握システム(RAS)」 ③防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的に共有する「防災情報共有プラットフォーム(PF)」 を統合した「総合防災情報システム」を整備・運用	0050					
(3) 津波避難対策推進事業(平成25年度)	-	-	180,000 ※うち 1,500を26 年度に繰 越し (71,998)	-	-	東日本大震災における津波による甚大な被災経験や津波対策の推進に関する法律(平成二十三年法律第七十七号)の制定を踏まえ、特に緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村の津波対策に対してその費用の一部を補助し、対策の推進を図る。	0051					
(4) 防災情報の収集機能強化に必要な経費(平成26年度)	-	-	-	10,040	1	ビッグデータの活用方策の確立のため、研究機関の知見等の活用も視野に、以下の検討を行う。 ・ビッグデータの活用事例の把握：ソーシャルメディア情報等の活用状況の把握 ・ビッグデータ分析手法及び防災情報の収集に活用可能なビッグデータ分析ツールの検討：データマイニング等の技術検討、活用可能な分析ツールの把握 ・民間事業者とのデータ収集方策の調整 ・ビッグデータ活用手法のとりまとめ	新26-0008					
施策の予算額・執行額	1,191,360 (896,212)	1,033,634 (866,975)	1,014,611 (595,207)	728,615	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-41(政策11-施策①))

施策名	原子力災害対策の充実・強化					担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	参事官 森下 泰			
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					政策体系上の位置付け	原子力災害対策の充実・強化					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第85条第6項 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)第51条第7項第1号	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化を実施した都道府県数	24道府県	平成24年度	24道府県	平成26年度	24道府県	24道府県	24道府県	-	-	-	-	平成24年度、原子力規制委員会において、原子力災害対策指針が策定されたところ、これにより、原子力発電施設に係る原子力災害対策重点区域が、従来の周囲10kmの範囲であったものが周囲30km(目安)の範囲に拡大された。このため、原子力発電施設及びそれ以外の原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる24道府県を対象として、これら道府県が行う原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備を着実に支援しているところ。こうした原子力防災体制の充実・強化は継続的な取組として行う必要があるため
2 地域防災計画を策定する都道府県への支援を実施した都道府県数	24道府県	平成24年度	24道府県	平成26年度	24道府県	24道府県	24道府県	-	-	-	-	原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)においては、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)を改定する必要がある。これら道府県による地域防災計画の見直しについては、国として、同計画の策定マニュアルを示すとともに、説明の場を設けるなどして、積極的に支援を行っているところ。こうした地域防災計画の見直しは継続的な取組として行う必要があるため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(昭和55年度)	-	62.3億円 (37.6億円)	120.3億円 (44.7億円)	120.5億円	1.2	原子力災害対策重点区域において、原子力災害から地域住民の安全を確保するために、地方公共団体が講じる防災対策に対して所要の支援を行う。	0015					
(2) 原子力施設等防災対策等交付金(平成24年度)	-	27.4億円 (9.0億円)	45.6億円 (23.6億円)	20.4億円	1.2		-					
(3) 原子力災害対策に必要な経費(平成24年度)	-	128.7億円 ※うち 128.5億円 を25年度 に繰越し	328.5億円 ※うち 258.9億円 を26年度 に繰越し (54億円)	-	1.2		0014					
施策の予算額・執行額	-	218.4億円 (46.6億円)	494.4億円 (122.3億円)	140.9億円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-44(政策12-施策③))

施策名	沖縄における社会資本等の整備				担当部局名	沖縄振興局		作成責任者名	参事官(振興第一担当) 永井智哉 参事官(振興第二担当) 前原浩一 参事官(振興第三担当) 鈴木弘之 事業振興室長 橋本敬史			
施策の概要	産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設及び災害に強い県土づくりなど、社会資本等を整備。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進						
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「空港、港湾、道路、鉄軌道など、産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進める」と記述。 ※14～16の測定指標は参考情報。			政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 基幹管路の耐震化率(上水道)	22.7%	平成22年度	46.0%	平成33年度	-	-	-	-	37.0%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
2 汚水処理人口普及率	80.8%	平成22年度	90.3%	平成33年度	-	-	-	-	85.7%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
3 都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人	平成22年度	15.0㎡/人	平成33年度	-	-	-	-	13.0㎡/人	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
4 公営住宅管理戸数	29,834戸	平成23年度	31,494戸	平成33年度	-	-	-	-	30,484戸	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
5 防護面積(高潮対策等)	58.9 ha	平成23年度	76.9 ha	平成28年度	-	-	-	-	76.9 ha	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
6 防風・防潮林整備面積	533ha	平成23年度	593ha	平成33年度	-	-	-	-	563ha	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
7 農地にかんがい施設が整備された面積の割合	42.1%	平成22年度	55.0%	平成33年度	-	-	-	-	49.0%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
8 造林面積	4,906ha	平成22年度	5,346ha	平成33年度	-	-	-	-	5,146ha	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
9 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	61%	平成22年度	75%	平成33年度	-	-	-	-	70%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
10 公立学校施設の耐震化率	48.4%	平成14年度	100%	平成27年度	-	-	-	100%	-	-	-	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条の規定に基づき、文部科学大臣が定める施設整備基本方針(平成23年～27年)において、「平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる」とされているため。
11 一般廃棄物の再生利用率	12.7%	平成22年度	22.0%	平成33年度	-	-	-	-	22.0%	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
12 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数【残容量】	3.3年【37,744㎡】	平成22年度	10.3年【101,000㎡】	平成33年度	-	-	-	-	15.3年【150,000㎡】	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。

13	医療施設従事医師数	227.6人	平成22年度	227.6人	平成33年度	-	-	-	-	227.6人	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						233.1人	-	-	-	-	-	-	
14	県管理道路の改良済延長	1,100km	平成21年度	1,190km	平成31年度	-	-	1,150km	-	-	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						-	-	-	-	-	-	-	
15	県内空港の旅客者数の増加	那覇空港 1,423万人 離島空港 313万人	平成22年度	1,800万人 426万人	平成33年度	-	-	-	-	1,600万人 381万人	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						1,542万人 349万人	1,621万人 383万人	-	-	-	-	-	
16	クルーズ船寄港回数・入域乗船客数(県全体)の増加	106回 116,309人	平成23年度	239回 264,700人	平成33年度	-	-	-	-	166回 186,200人	-	-	沖縄21世紀ビジョン実施計画(計画期間:平成24年度～平成28年度)における目標値を目標としている。
						124回 135,633人	-	-	-	-	-	-	

(1)	達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度	25年度	26年度				
(1)	医師歯科医師等の派遣に必要な経費(昭和47年度)	14,928 (12,326)	13,606 (6,166)	12,060 (3,175)	4,020	13	沖縄の県立病院等の公的医療機関において、業務援助及び医療技術指導を行う医師・歯科医師等の派遣を行う。	0056	
(2)	廃棄物処理施設整備に必要な経費(昭和47年度)	937,788 (642,950)	792,600 (749,651)	1,098,199 (940,819)	1,595,000	11,12	次の事業(施設等の整備)の費用について、交付金又は補助金を交付する。 ・市町村が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業 ・地方公共団体の一定割合の出資により設立され、環境大臣が指定した法人が産業廃棄物を処理する事業	0061	
(3)	水道施設整備に必要な経費(昭和47年度)	2,878,263 (2,877,663)	2,344,380 (2,342,328)	2,066,406 (2,666,406)	2,530,000	1	市町村が実施する水道事業に必要な施設の整備を行う。	0060	
(4)	公立文教施設整備に必要な経費(昭和47年度)	14,003,978 (13,979,976)	7,501,950 (7,084,962)	6,692,722 (6,284,369)	9,487,144	10	沖縄県が実施する公立学校の耐震補強事業、改築事業、新增築事業、大規模改造事業等の施設整備が円滑に進むよう、沖縄県からの要望をふまえて必要な予算を確保し、国庫補助を行う。※H24年度から、復興特別会計にも計上。	0055、0070	
(5)	良好で緑豊かな都市空間の形成等のための国営公園事業に必要な経費(昭和47年度)	5,889,406 (5,801,809)	4,199,540 (4,178,357)	4,482,748 (4,428,309)	3,086,618	3	国が実施する国営沖縄記念公園の整備及び維持管理	0062	
(6)	社会資本総合整備事業に必要な経費(平成22年度)	56,088,046 (55,965,059)	29,111,236 (28,723,703)	18,565,023 (18,406,580)	19,243,000	2,3,4,5	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。	0069	
(7)	(港湾海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	4,300 (4,284)	4,300 (4,200)	4,300 (4,148)	4,300	5	・人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。 ・沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることを目的とする。	0059	
(8)	(建設海岸)海岸事業調査費(昭和47年度)	3,000 (2,865)	3,000 (2,940)	3,200 (3,115)	3,200	5	人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備に資する調査を行う。	0058	
(9)	沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業費(平成24年度)	-	2,500,000 (126,767)	2,500,000 (1,180,766)	2,572,000	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ1人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。 県土の均衡ある発展を図る観点から、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)を、現行の沖縄振興計画期間(平成24～33年度)において実施する。	0057	
(10)	農業生産基盤安全管理・整備事業に必要な経費(昭和47年度)	4,665,519 (6,165,563)	5,964,981 (4,891,970)	4,601,993 (4,845,934)	5,694,227	7	・農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を実現するため、主に国営事業により農業用水の安定的確保及び農地排水の改良等を推進する。 ・沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の整備を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。	0067	

(11)	農業競争力強化基盤整備事業に必要な経費 (平成24年度)	-	2,390,000 (0)	6,949,000 (7,337,648)	5,434,393	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農業競争力強化を図るため、農地や農業水利施設の整備等を推進する。</li> <li>沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の整備を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。</li> </ul>	0068
(12)	農地等保全事業に必要な経費 (昭和47年度)	157,774 (111,418)	133,642 (120,212)	55,040 (85,548)	33,311	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の自然災害の頻発化に対応し、農地・農業用施設の災害発生の未然防止による農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、地すべり防止対策等を推進する。</li> <li>沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図るため、地域特性に適合したかんがい施設等農業生産基盤の保全を推進するものであり、測定指標である「農地にかんがい施設が整備された面積の割合」に寄与する。</li> </ul>	0066
(13)	森林整備事業に必要な経費 (昭和26年度)	251,000 (288,897)	549,000 (268,613)	387,000 (383,083)	270,000	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、下草刈り、除伐、間伐等を推進する。</li> <li>森林整備事業は植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「造林面積」に寄与する。</li> </ul>	0063
(14)	治山事業に必要な経費 (昭和26年度)	493,000 (469,958)	882,000 (462,411)	458,000 (726,550)	288,000	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>山地に起因する災害や潮風害から県民の生命・財産を保全するため、山腹崩壊地などの荒廃山地の復旧整備や海岸などにおける飛砂、潮風、高潮、強風等による被害防止のための防風・防潮林の整備等を推進する。</li> <li>治山事業は防風・防潮林の植栽や保育を推進するものであり、測定指標である「防風・防潮林面積」に寄与する。</li> </ul>	0064
(15)	水産基盤整備事業に必要な経費 (平成13年度)	4,104,755 (4,202,495)	6,980,117 (4,026,353)	4,101,117 (5,507,457)	3,863,117	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄における水産業の振興を図るため、漁業活動や水産物流通の拠点となる漁港やマグロ・カツオ等の群れを集めて効率的、経済的に漁獲を行うための浮魚礁(バヤオ)の整備を推進する。</li> <li>水産基盤整備事業は老朽化した岸壁や防波堤の機能回復等漁港の整備を推進するものであり、測定指標である「漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率」に寄与する。</li> </ul>	0065
(16)	沖縄開発事業(旧社会資本整備事業特別会計上分) (平成26年度)	-	-	-	49,403,014	-	沖縄振興特別措置法に基づき、国が策定した「沖縄振興基本方針」を踏まえて沖縄県が策定した「沖縄振興計画」に位置づけられている各種公共事業(治水・道路・港湾)の執行に充当されている。	新26-0009
施策の予算額・執行額		89,491,757 (90,525,263)	63,370,352 (52,988,633)	51,976,808 (52,803,907)	103,511,344	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-45(政策12-施策④))

施策名	沖縄の特殊事情に伴う特別対策				担当部局名	政策統括官(沖縄政策担当)沖縄振興局	作成責任者名	参事官(政策調整担当) 池田 正 事業振興室長 橋本敬史 参事官(調査金融担当) 山田康博				
施策の概要	沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進						
達成すべき目標	沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る。				目標設定の考え方・根拠	・沖縄振興基本方針(内閣総理大臣決定)において、「沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行う。」と記述。		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 跡地関係市町村に対するアドバイザー派遣実績率	100%	平成11年度	100%	平成26年度	100%	100%	100%	-	-	-	-	要望があれば全て実施検討
2 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	75.8%	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
3 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	60.2%	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
4 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	58.7%	平成25年度	対前年比増	平成26年度	対前年比増	対前年比増	対前年比増	-	-	-	-	公庫が毎年行っている融資対象者からの「沖縄公庫アンケート調査」の結果を踏まえ、目標を設定している。
5 ベンチャー出資先の売上高	売上高一社あたり218.7百万円	平成25年度	対前年比増	平成26年度	-	-	対前年比増	-	-	-	-	沖縄振興特別措置法第73条に基づく特例業務として、新事業創出促進のための出資を行うことにより、新事業創出を通じて、産業振興と雇用の創出を図ることから、売上高、雇用の増加を目標としている。
6 ベンチャー出資先の雇用数	従業員数一社あたり25.7人	平成25年度	対前年比増	平成26年度	-	-	対前年比増	-	-	-	-	沖縄振興特別措置法第73条に基づく特例業務として、新事業創出促進のための出資を行うことにより、新事業創出を通じて、産業振興と雇用の創出を図ることから、売上高、雇用の増加を目標としている。

7	沖縄科学技術大学院大学 論文発表数	145件	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	大学院大学は、沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)において、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことで沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするとされていることから、当該測定指標を設定することとする。なお、私立学校である大学院大学については、国が定量的な目標を設定することは困難であるが、当該測定指標について事後評価を実施することとする。
8	沖縄科学技術大学院大学 国際ワークショップ、セミナー開催数	109件	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
9	沖縄科学技術大学院大学の 県内企業との連携事業数	3回	平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	同上
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度	25年度	26年度							
(1)	駐留軍用地跡地利用推進 に必要な経費 (平成9年度)	74,736千 円 (51,026千 円)	70,762千 円 (55,471千 円)	63,838千 円 (47,982千 円)	77,479千 円	1	市町村の跡地利用の検討や取組の推進を支援するため、アドバイザーやプロジェクト・マネージャー等の派遣、及び駐留軍用地跡地利用支援システムのデータ更新等を行う。また、今後の大規模な返還跡地の発生に対応するため、効果的な跡地利用施策等の検討に資するための調査を行う。					0071
(2)	沖縄北部連携促進特別振 興事業費(平成24年度)	-	105,174 千円 (51,494 千円)	1,781,160 千円 (1,657,504 千円)	2,572,000 千円	-	沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べて一人当たりの所得が低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。そこで、沖縄振興計画(平成24~33年度)に基づき、県土の均衡ある発展を図る観点から、所得向上に向けた産業振興や人口増加に向けた定住条件の整備を図る。 北部地域において、産業の振興に資する事業や定住条件整備に資する事業などを行うことにより、所得の向上や人口増加に向けた条件が整備され、県土の均衡ある発展に寄与する。					0075
(3)	沖縄振興開発金融公庫に 対する補給金に必要な経 費(昭和48年度)	1,411,412 (51,061)	1,403,913 (53,293)	1,008,276 (73,676)	1,008,604	2,3,4	沖縄振興開発金融公庫は、国の沖縄振興施策と一体となった政策金融を適切に実施するとともに、民間金融機関が行う金融を質・量の両面から補完するため、長期・低利の資金を円滑かつ安定的に供給するため、セーフティネット貸付、沖縄創業者等支援貸付、沖縄離島振興貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)などの政策金融を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。					0073
(4)	沖縄科学技術大学院大学 学園に必要な経費(平成 23年度)	3,923,924 (3,923,924)	10,982,196 (10,920,91 5)	12,197,814 (12,182,08 5)	19,804,059	7,8,9	学園は、沖縄科学技術大学院大学において、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人であり、沖縄の振興及び自立的発展に資するため、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うこととしている。					0074
施策の予算額・執行額		5,410,072 (4,026,011)	12,562,045 (11,081,17 3)	15,051,088 (13,961,24 7)	23,462,142	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-46(政策12-施策⑤))

施策名	沖縄の戦後処理対策				担当部局名	沖縄振興局				作成責任者名	調査金融担当参事官 山田康博 特定事業担当参事官 佐藤裁也					
施策の概要	先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や所有者不明土地問題対策等の事業の推進を図る。				政策体系上の位置付け	沖縄政策の推進										
達成すべき目標	沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	沖縄振興基本方針において、「不発弾等対策の更なる推進を図ります。」「所有者不明土地問題を解決するため実態調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講じます。」と記述。				政策評価実施予定時期	平成27年8月					
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度						
1	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	2箇所	平成19年度	2箇所	平成26年度	5箇所 0箇所	4箇所 0箇所	2箇所	—	—	—	—	沖縄にはなお多くの不発弾等が地中に埋設していると推測され、不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために今後も事業を推進する必要があることから、これまでの探査・発掘の実績及び市町村が実施する公共事業予定件数等を基に目標を設定している。			
2	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	5地区	平成19年度	2地区	平成26年度	2地区 2地区	2地区 2地区	2地区								
3	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	11箇所	平成19年度	24箇所	平成26年度	14箇所 38箇所	7箇所 32箇所	24箇所								
4	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	0件	平成23年度	0件	平成26年度	0件 0件	0件 0件	0件					不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために、発見された不発弾等の撤去の際に必要な土のう積等の防護壁を設置し、安全の確保を図り、特定処理事業において事故が起らないことを目標としている。			
5	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年度の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	100%	平成23年度	100%	平成26年度	100% 100%	100% 100%	100%					対馬丸の遭難に伴い死亡した学童の遺族に弔意を表し、慰藉するという事業の趣旨を踏まえ、適正、円滑に特別支出金が支給されることを目標としている。			
6	対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	116回	平成23年度	113回以上	平成26年度	122回 122回	100回 102回	113回以上					語り部の講演は学校・団体の要望を受けて行うが、語り部の高齢化が進み、また実施場所等の制約もあることから年100~120回程度が上限である。一方で、対馬丸事件を後世に伝えるため、引き続き同程度の回数を継続的に実施したいと考えており、過去5年間の平均回数を指標として設定する。			
7	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	79,970件	平成19年度	80,000件	平成26年度	80,000件 68,563件	80,000件 87,785件	80,000件					多くの尊い命が失われた沖縄戦について、一般の理解に資するため、閲覧室のホームページの利用件数及び来室者数を測定指標とし、これまでの利用実績を基に目標を設定している。			
8	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	323人	平成19年度	320人	平成26年度	320人 265人	320人 373人	320人								
9	位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	99.6901%	平成19年度	前年度比増	平成26年度	前年度比増 99.6938%	前年度比増 99.7015%	前年度比増					関係地権者との十分な合意形成を図り、位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。			
10	所有者不明土地実態調査の実施状況(測量調査の実施筆数)	—	—	—	—	— 120筆	— 510筆	—					所有者不明土地実態調査は、所有者不明土地問題の解決に向けた検討を進めるため、所有者不明土地の現況把握、課題の整理等のため実施している。このため、測定指標及び目標値の設定は困難である。			
11	所有者不明土地実態調査の実施状況(真の所有者探索調査の実施筆数)	—	—	—	—	— 120筆	— 140筆	—								
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(千円)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度												
(1)	沖縄の戦後処理対策に必要な経費(昭和50年度)	1,658,458 (1,591,606)	2,475,811 (1,947,068)	2,615,328 (2,199,149)	2,692,500	1~11	本土に比べてなお多くの不発弾等が存在しているという沖縄県の特長事情に鑑み、不発弾等対策について国庫補助率の高上げや補助対象の拡大など、本土に比べて手厚い支援を実施。						0076			
施策の予算額・執行額		1,658,458 (1,591,606)	2,475,811 (1,947,068)	2,615,328 (2,199,149)	2,692,500	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第185回国会の(参)沖縄及び北方問題に関する特別委員会における内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)所信表明で「沖縄における不発弾対策につきましても、着実に取り組みを進めてまいります。」と発言								



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-48(政策13-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)					担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 山岸一生		
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。					政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。					目標設定の考え方・根拠	青少年インターネット環境整備法において、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的」とすると規定されており、3年毎に計画を見直すこととされている。	政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
インターネット環境整備法1に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善	-	-	-	-	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目の改善 青少年インターネット環境の整備等に関する委員会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施(調査中)	-	-	-	-	-	青少年インターネット環境整備環境施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画(第2次)に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、フォローアップしている指標を完全していくことが青少年インターネット環境整備の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度							
青少年インターネット環境(1)整備法第3次基本計画の設定	-	-	-	-	1	青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)設定に向けた報告書を作成する。				-	
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				-		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-49(政策13-施策③))

施策名	少子化社会対策の総合的推進(少子化社会対策大綱)						担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	少子化対策担当参事官 宮本 悦子		
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。						政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進				
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。				目標設定の考え方・根拠		少子化社会対策基本法第7条	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証	施策の進捗状況の検証	20年度もしくは直近のデータ	施策の進捗状況の検証 35項目中すべての項目において改善	26年度もしくは直近のデータ	—	—	施策の進捗状況の検証 35項目中すべての項目において改善	—	—	—	—	・少子化社会対策施策の推進に当たっては、政府が実施すべき指針として閣議決定された少子化社会対策基本法第7条に基づき大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、5年を目途に見直しを行う大綱に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案を着実に推進していくことが少子化社会対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱の見直し・検討	—	—	—	—	—	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱の見直し・検討を通じて、大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・検証を行う。				—		
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-50(政策13-施策④))

施策名	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	少子化対策担当参事官 宮本 悦子				
施策の概要	少子化社会対策に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。また、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。 なお、子ども・若者育成支援に関する部分については、平成26年度から総合評価方式により実施することとしているため、本実績評価の対象外となるものである。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	少子化社会対策に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。				目標設定の考え方・根拠	・少子化社会対策基本法第17条第2項	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合	69.2%	22年度	90%	28年度	—	前年度以上	75	80	90	—	—	・少子化対策基本法第17条第2項において、「国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。」とされていることや、少子化は子育て家庭だけではなく、国民一人一人に関わる問題であることから当該測定指標を設定した。 ・最終的な目標値は100%を目指すところであるが、平成22年度の実績値は69.2%、平成23年度は70.3%であったこと及び大綱の各種施策の効果は年々徐々に国民意識に反映されていくと思われるため、目標値は前年度以上とする。 ・なお、意識調査の対象は、少子化担当の調査では、20代以降を対象としていることから、これと併せるため、従前の15歳～70代以降から、20代～70代以降に変更する。
2 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	27,040件	25年度	前年度以上	26年度	—	前年度以上	前年度以上	—	—	—	—	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 少子化社会対策推進経費(平成16年度)	82,172	68,203	49,531	60,117	1,2	少子化社会対策に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することにより、国民の更なる理解の促進を図っていく。また、実施する調査については、結果等の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用する。					0078	
(2) 地域少子化対策強化事業(平成25年度)	—	—	3,008,000 ※全額26年度に繰越し	—	1	地域少子化対策強化交付金を活用し実施した先駆的な事業について、HPIにおいて公表することにより、好事例の横展開を図ることで、地域における少子化対策に資する。					0079	
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-51(政策13-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長				
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。				目標設定の考え方・根拠	第2次食育推進基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案	施策の進捗状況の検証	23年度もしくは直近のデータ	施策の進捗状況の検証すべての改善	27年度もしくは直近のデータ	-	-	-	施策の進捗状況の検証すべての改善	-	-	-	食育に関する施策の推進に当たっては、政府が実施すべき施策の指針として決定された第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進していく必要がある。このため、当計画に基づく施策の進捗状況を確認・検証し、施策の立案に活かしていくことが食育の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
1 食育推進評価専門委員会(1)におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめ	-	-	-	-	1	食育推進評価専門委員会におけるフォローアップ及び食育白書のとりまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況の確認・評価を行う。					-	
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-52(政策13-施策⑥))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎房長				
施策の概要	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき策定された第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の促進を図る。				目標設定の考え方・根拠	食育基本法第22条 第2次食育推進基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 食育に関心を持っている国民の割合	70%	平成23年度	90%	平成27年度	-	-	-	90%	-	-	-	食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。 第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)において、食育に関心を持っている国民の割合については、今後5年間で90%以上とすることを目指すとされていることから、各年度の目標値を90%以上とする。
2 調査結果の活用状況の検証	3,535件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認 74%	活用状況等の確認	前年度以上	前年度以上	-	-	-	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 食育推進経費(平成18年度)	45,213	40,800	37,716	41,781	1.2	食育白書のとりまとめ及び食育に関する国民の意識調査を実施、公表して、国及び地方公共団体の施策推進の基礎資料を提供するとともに、毎年6月に実施する食育月間の中核的な行事として食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰の実施。国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関する国民の理解の増進に寄与。					0080	
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-55(政策13-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(総合調整第2担当) 山崎房長				
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				目標設定の考え方・根拠	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 バリアフリーの認知度	94%	平成20年度	100%	平成27年度	100%	100%	100%	100%	-	-	-	国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標とする。 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係関係会議決定)において、バリアフリーの認知度については、平成24年度に100%とすることとされていることから、引き続き目標値を100%とする。
2 調査結果の活用状況の検証	425件	平成23年度	前年度以上	平成27年度	活用状況等の確認 458件	活用状況等の確認	前年度以上	前年度以上	-	-	-	・調査については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査結果についての活用状況について検証することが重要。 ・調査結果については、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
バリアフリー・ユニバーサルデザイン(1)ルデザイン施策推進経費(平成14年度)	7,411	6,385	5,174	4,979	1,2	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の実施とともに、受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に寄与。					0082	
施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			-				

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-58(政策13-施策⑫))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)山崎 房長				
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進						
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
第9次交通安全基本計画 1 道路交通安全の安全についての目標	目標の達成状況の確認	平成26年のデータ	①平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とする。 ②平成27年までに死傷者数を70万人以下にする。	平成27年度	-	-	目標値の達成	目標値の達成	-	-	-	交通安全対策の総合的・計画的推進にあたっては、政府が実施すべき施策の指針として決定(中央交通安全対策会議)した第9次交通安全基本計画に盛り込まれた目標を達成することが必要である。このため、計画に基づく目標の達成状況を確認し、施策の立案に活かしていくことが交通安全対策の総合的推進につながることから、測定指標とすることとした。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 交通安全対策推進経費(昭和45年度)	120,912	108,281	106,292	126,631	1	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。					0084	
施策の予算額・執行額					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-59(政策13-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等				担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(交通安全対策担当)山崎 房長								
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成25年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。				政策体系上の位置付け	共生社会実現のための施策の推進										
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。				目標設定の考え方・根拠	第9次交通安全基本計画及び平成26年度内閣府交通安全業務計画	政策評価実施予定時期	平成27年8月								
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度				
1	春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	-	-	95%	平成26年度	-	95%	95%	-	-	-	-	-	-	-	・国民の意識調査で、交通安全啓発事業の国民への浸透状況を確認しつつ「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合が10割に達することで、内閣府の施策が国民の交通安全意識を高めていることが裏付けられるため。
2	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	90%	平成22年度	98%	平成26年度	90%	90%	98%	-	-	-	-	-	-	-	・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合が10割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度				
3	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	活用状況等を確認	18	活用状況等を確認	平成26年度	※24年度に講じた施策は、25年白書の中で報告 第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	※25年度に講じた施策は、26年白書の中で報告	活用状況等の確認	-	-	-	-	-	-	-	・調査研究については、国民の注目度や関連施策の今後の方向性に沿ったものとなるよう留意して実施しており、調査研究結果についての有用性や活用状況について検証することが重要。 ・調査研究結果については、白書や他機関での利用状況、マスコミ報道等の状況及び反響を把握することにより、その有用性や活用状況を検証し、次年度以降の調査研究に活用する。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等							平成26年行政事業レビュー事業番号		
	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度											
(1)	交通安全対策推進経費(昭和45年度)	120,912	108,281	106,292	126,631	1・2・3	交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。							0084		
施策の予算額・執行額						施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				-						



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-68(政策14-施策①))

施策名	栄典事務の適切な遂行				担当部局名	賞勲局	作成責任者名	総務課長 大塚 幸寛				
施策の概要	栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。				政策体系上の位置付け	栄典事務の適切な遂行						
達成すべき目標	適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。				目標設定の考え方・根拠	受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と、それぞれ規定され、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において規定されている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 春秋叙勲の発令数	春秋ごと概ね4,000名	平成15年秋	春秋ごと概ね4,000名	平成26年度	春秋ごと概ね4,000名 春:4,110名 秋:3,940名	春秋ごと概ね4,000名 春:4,099名 秋:4,193名	春秋ごと概ね4,000名	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回概ね4,000名」と規定されている。
2 危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成15年秋	毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)	平成26年度	毎年の発令ごと概ね3,600名 春:3,634名 秋:3,633名	毎年の発令ごと概ね3,600名 春:3,645名 秋:3,615名	毎年の発令ごと概ね3,600名	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね3,600名」と規定されている。
3 春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね800名	平成15年秋	春秋ごと概ね800名	平成26年度	春秋ごと概ね800名 春:694名 秋:736名	春秋ごと概ね800名 春:736名 秋:795名	春秋ごと概ね800名	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回概ね800名」と規定されている。
4 発令日	春:4月29日 秋:11月3日	平成15年秋	春:4月29日 秋:11月3日	平成26年度	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	春:4月29日 秋:11月3日	—	—	—	—	わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春にあっては4月29日、秋にあっては11月3日に」と規定されている。
5 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	30,838件	平成23年度	直近3年平均の10%以上増	平成26年度	直近3年平均の10%以上増 36.7%	直近3年平均の10%以上増 20.0%	直近3年平均の10%以上増	—	—	—	—	国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につきにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補者として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を直近3年平均の10%以上増とする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 栄典事務の適切な遂行に必要な経費(平成20年度)	(2,570,992)	(2,546,137)	(2,573,471)	2,685,039	1,2,3	春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。					0089	
						4 勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等に定められた発令日に発令を行う。						
						5 「一般推薦制度」の円滑な実施、充実のためのインターネットを活用した啓発活動を実施する。						
施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-69(政策15-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔				
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」と定められている。		政策評価実施予定時期 平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	55.1%	21年度 (22年度は調査がないため) 60%以上	27年度	55.1%	-	-	60%以上	-	-	-	-	男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。 ・前回調査以上のパーセンテージを目指す。
2 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	44千件/月 (平均)	22年度	平成28年度	34千件/月 (平均)	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る		-	-	-	-	男女共同参画に関する国民の認識の広がりを具体化したものである。 ・過去3か年実績の平均件数以上のアクセスを目指す。 ・平成26年度から、官邸HPに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度は平成25年度と比較してアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。
3 総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数	856件/月 (平均)	23年度 (22年度以前はデータがないため)	平成28年度	前年度以上	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る		-	-	-	-	総合情報誌「共同参画」は、男女共同参画社会の形成について国民に一層の普及啓発を図ることを目的として、国や地方公共団体、民間団体等における取組や国際情報等を取りまとめているものである。 ・当該情報誌に関する内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数は、男女共同参画に関する国民の認識の広がりや深まりを具体化したものである。 ・平成26年度から、官邸HPに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度は平成25年度と比較して男女共同参画局ホームページへのアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。
4 「男女共同参画週間」ポスターデータの使用件数 (ポスターデータのダウンロード件数)	294件	24年度 (24年度からダウンロード登録を開始したため)	平成28年度	-	前年度以上	平成26年度～平成28年度平均で平成25年度の値を上回る		-	-	-	-	「男女共同参画週間」ポスターは、平成24年度以降、地方公共団体をはじめ男女共同参画を推進する団体等に、男女共同参画局ホームページからデータをダウンロードしていただき、使用してもらう方法をとっている。 ・ダウンロード件数は、国民への広報・啓発活動の広がりを具体化したものである。 ・平成26年度から、官邸HPに男女共同参画のコンテンツが多く掲載される見込みであるため、平成26年度は平成25年度と比較して男女共同参画局ホームページへのアクセス件数が減少することが想定されている。その構造的な減少要因を3年間で克服する方針。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
男女共同参画に関する普及・啓発に必要な経費(平成6年度)	22,014 (19,615)	19,249 (25,309)	20,875	21,341	1.2,3,4	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により、男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。	0090
施策の予算額・執行額	22,014 (19,615)	19,249 (25,309)	20,875	21,341	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-70(政策15-施策②))

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔				
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発のほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。				目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法第20条において「国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	70%	19年度	前年度以上	26年度	80%以上	80%以上	前年度以上	-	-	-	-	毎年度、男女共同参画週間のキャッチフレーズに合うよう、また、アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、講演者やパネリスト等を選定することで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当該指標の設定を行った。
2 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	-	-	80%	26年度	80%	80%	80%	-	-	-	-	地域における男女共同参画施策、専門調査会の動向、前年度の参加者のアンケートなどにより、毎年度時宜にかなったテーマで実施し、より高い効果が期待できる内容にしている。 ・本情報交換会の目的(国の施策の周知、グループ討議の実施)を踏まえ、より多くの自治体からの参加が望ましく、参加率を80%と設定した。
3 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	-	-	100%	26年度	-	-	100%	-	-	-	-	・自治体職員、行政相談委員及び人権擁護委員等への男女共同参画に関する研修であり、各自治体、各方面に情報伝達していただくとともに、全国からの研修出席者間の情報交換・ネットワーク形成により、地方における男女共同参画行政の推進を支援することを目的としている。 ・研修内容は、男女共同参画に関する最近の取組の説明、講演、情報交換会を行う。 ・この目的を踏まえ、情報交換を重視し全国からより多くの出席者を目指すため、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定した。
4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	89%	22年度	85%	26年度	80%	80%	85%以上	-	-	-	-	・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(95団体(平成25年8月16日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(13団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。 ・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。 ・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。 ・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果及びその後の実績値の推移を踏まえ、85%と設定した。 ・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(3団体以上)を含めて共催することを目標として設定した。

5	女性委員のいない都道府県防災会議の数	13	21年度	0	27年度	-	-	-	0	-	-	-	「地域防災における男女共同参画の推進事業」(平成26年度新規)は、男女共同参画センター等が中心となり、地域の实情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにすることを目的として実施することとしている。このため、本事業の実施により、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性の認識が加速すると考えられ、結果として「第3次男女共同参画基本計画」における「女性委員のいない都道府県防災会議の数」を「平成27年までに0」とする目標を達成・継続することに寄与すると考えられる。
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号
		23年度	24年度	25年度	26年度								0091
男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費 (平成13年度)		93,156 (68,449)	90,319 (66,054)	75,170	80,873	1,2,3,4,5	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議等の開催、地方における研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。						0091
施策の予算額・執行額		93,156	90,319	75,170	80,873	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-71(政策15-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の促進				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔				
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が定められている。		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 海外要人の来訪件数 (我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)	19回	25年度	19回	27年度	-	-	前年度以上	前年度以上	-	-	-	・海外向けの広報や国際会議等への出席による積極的な情報発信の結果として、内閣府に対し、我が国の施策や取組について情報提供や意見交換を目的とした海外からの来訪者が増加傾向にあり、情報発信の効果を測る指標として適当。 ・平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられ、大臣自らが国際会議において発言し、海外から注目を浴びたことにより、平成25年度は、海外要人の来訪件数が飛躍的に増加した。今年度以降はこの高い実績値を維持することを目標とする。 ・第三次男女共同参画社会基本計画の計画期間に合わせ、目標年度は平成27年度とする。
2 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1%	21年	50%以上	27年度	-	-	-	50%以上	-	-	-	我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきた。国際的規範や基準、取組の国内における実施強化のためにも、それらの国内への浸透に努めることが重要であり、浸透度を測る指標として適当であるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 国際交流・国際協力の促進に必要な経費	24,501 (17,637)	22,062 (16,158)	19,956 (12,111)	18,824	1, 2	「国連婦人の地位委員会(GSW)」「APEC女性と経済フォーラム」等の男女共同参画に関する国際会議へ出席し、国際的な意思決定の場に我が国の基本的な考え方を反映させるとともに、英文冊子を配布するなど、日本の男女共同参画に関する施策を海外に積極的に紹介する。国際会議等を通じて、女性の地位向上のための海外の取組方針・事例等について聴取し、積極的に国内への紹介・浸透を図る。					0092	
施策の予算額・執行額	24,501 (17,637)	22,062 (16,158)	19,956 (12,111)	18,824	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) すべての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核です。 (中略) 全ての女性が、生き方に自信と誇りを持ち、持てる「可能性」を開花させる。「女性が輝く日本」を、皆さん、共に創り上げようではありませんか。					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-72(政策15-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐						
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進								
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度		
1 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所	21年度	100か所	27年度	53か所	69か所	84か所	100か所						・第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標。 ・被害者に身近な市町村に相談窓口を設置し、必要な相談・支援を受けられる環境整備を推進していることから設定。
2 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	82%	24年度	70%	26年度	—	—	70%							・基本計画の中の具体的施策に若年層に対する予防啓発の拡充・教育・学習の充実を図るという項目があり、本研修への参加率が高まることは、若年層に対する予防啓発の重要性の認識の向上や指導者の育成につながるため設定。
3 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	62%	24年度	92%	26年度	—	—	92%							・参加者の評価をもとに、内容の見直しを行い、充実した研修を実施できることから設定。
4 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	87%	24年度	90%	26年度	—	—	90%							・基本計画の中の具体的施策に性犯罪被害者支援の取組促進についての項目があり、本研修への参加率が高まることは、性犯罪被害者に接する多くの相談員等の育成につながるため設置。
5 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	86.0%	24年度	90%	26年度	—	—	90%							・参加者の評価をもとに、内容の見直し等を行うことにより、性犯罪被害者支援についてより充実した研修を実施できることから設定。
6 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	90%	24年度	88%	26年度	—	—	88%							・基本計画の中の具体的施策の中に、相談員等の研修の充実についての項目があり、本研修への参加率が高まることは、多くの相談員の質の向上につながるから設定。
7 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	93.8%	24年度	90%	26年度	—	—	90%							・参加者の評価をもとに、内容の見直しを行い、充実した研修を実施できることから設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度										
女性に対する暴力の根絶(1)に向けた取組に必要な経費	325,149 (172,221)	75,082 (55,271)	61,427	122,473	1,2,3	・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防啓発の促進等、社会情勢の変化に対応した個別課題への取組を進める。 ・「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施し、男女共同参画センターの相談員等への性暴力被害者支援に関する研修を行う。 ・また、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行い、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図る。				0093				
施策の予算額・執行額	325,149 (172,221)	75,082 (55,271)	61,427	122,473	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-73(政策15-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組				担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子				
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要である。女性の参画拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や地域における女性の活躍促進策の取組の推進、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。				政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進						
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)という目標の達成を目指す。				目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中でも、左記目標の決定を受け、その達成に向けて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進しており、第1分野で「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を定めたほか、各分野で女性の参画拡大に向けた取組を定めている。		政策評価実施予定時期 平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	15年度	17年度	22年度	25年度	26年度	27年度	32年度			
1 社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合	—	15年度	30%程度	32年度	-	-	-	-	-	-	30%程度	平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 なお、下記測定指標(1)～(3)は、当該政府目標の達成状況を評価するための指標の主な例である。
(1) 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	—	—	30%程度	32年度	-	-	5%程度	-	前年度増	5%程度	30%程度	・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合を平成27年度末までに5%程度」とする目標が定められている。
(2) 国の審議会等委員に占める女性の割合	—	—	40%以上 60%以下	32年度	-	-	30%	-	前年度増	-	40%以上 60%以下	・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「国の審議会等委員に占める女性の割合を平成32年までに40%以上60%以下」とする目標が定められている。
(3) 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	—	—	30%程度	32年度	-	-	-	-	前年度増	10%程度	30%程度	・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合を平成27年までに10%程度」とする目標が定められている。
2 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合	17.4%	25年度	50%程度	27年度	-	-	-	-	40%	50%	-	・非財務情報としての「女性の活躍状況」に関する情報は、企業の中長期的な価値向上等の観点から重要性が高まっており、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)の中でも女性の活躍推進に向けた取組として位置づけられている。 ・測定指標1(2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%)達成に向けた取組の一つである一方、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における役員の男女別構成等女性の登用状況の記載は任意であり、各企業の自主的な判断に基づいて記載される現状を踏まえて設定。



測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	施策の進捗状況(実績)									
			15年度	17年度	22年度	25年度	26年度	27年度	32年度			
【再掲】 3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	—	—	30%程度	32年度	-	-	-	-	-	10%程度	30%程度	地域における女性活躍促進の施策の目的は、女性の活躍推進の取組に向けた企業への働きかけや支援事業を行い、女性役員・管理職を増加させることである。そのため、測定指標1(3)と同様の目標を設定。 【再掲】 ・平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という政府目標が掲げられている。 ・第3次男女共同参画基本計画において、「民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合を平成27年までに10%程度」とする目標が定められている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
女性の参画の拡大に向け (1) た取組に必要な経費 (平成9年度)	14,609 (11,651)	14,601 (9,955)		15,719	1	・様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況や地方公共団体における男女共同参画の推進状況や国の審議会等への女性委員の登用状況の定期的な調査・公表 ・社外役員に登用可能な人材のデータベース化、女性が役員・管理職になるために必要な知識等に係る研修の実施促進、女性役員登用に資するネットワーク構築など、女性役員の登用促進に向けた取組 ・働きたい・社会貢献したい女性を対象とした支援施策に関する情報を集約・整理し、分かりやすく案内するポータルサイトを開設・運営					0094	
女性の活躍促進に向けた (2) 「見える化」推進経費 (平成26年度)	-	-	10,427 (6,563)	11,248	2	①企業等における女性の活躍状況の「見える化(情報開示)」を促進するため、当該状況に係る女性の活躍「見える化サイト」(内閣府)への掲載、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等での開示を促進等 ②企業の女性活躍度を示す情報開示状況のモニタリングとその結果の公表 ③女性役員の登用状況、登用に向けた取組等に関する情報開示状況に優れた企業を対象とした表彰制度(総理表彰)を創設					0095	
(3) 女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	-	-	145,884 (10,753)	21,344	3	・地域における女性の活躍促進による経済活性化策について、地域に及ぼす影響や課題、効果の把握 ・地域経済の活性化を図るため、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組に対し、交付金を交付(25年度第1次補正予算)					0096	
施策の予算額・執行額	14,609 (11,651)	14,601 (9,955)	156,311 (18,574)	48,311	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 「女性を積極的に登用します。二〇二〇年には、あらゆる分野で指導的地位の三割以上が女性となる社会を目指します。そのため情報公開を進めてまいります。まず隗より始めよ。国家公務員の採用は、再来年度から、全体で三割以上を女性にいたします。」						

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-75(政策15-施策⑦))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐			
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。					政策体系上の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、被災地において、女性の悩み相談事業を実施する。					目標設定の考え方・根拠	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」中、「相談しやすい体制等の整備」が定められている。また、復興基本方針5(2)①(IV)に「女性の悩み相談を実施する。」と定められている。		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
被災自治体の要望に応じた人材育成研修等を実施した割合	100%	25年度	100%	26年度	100%	100%	100%					対応の困難な案件が電話相談に寄せられ、その対応について相談員から相談があった場合には、必要に応じてスーパービジョンを行っており、地域における災害時の女性支援や相談対応の基盤強化を目的として、地元の女性支援や女性相談に携わる者を対象に講義を行うなどの形でも実施している。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
東日本大震災による女性(1)の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費	— (23年度は、一般会計予算に計上されているため、23年度の執行額は、「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」に計上。)	76,672 (66,003)	92,197	69,547	1	地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。 ① 相談窓口の設置 ・被災地において臨時の相談窓口を開設する ② 電話・窓口相談 ・相談員が電話及び面接により相談を受け付ける ③ 訪問相談 ・相談員が希望に応じて仮設住宅等を訪問し、被災者からの相談を直接受け付ける ④ 相談の記録 ⑤ 業務報告書の作成 ⑥ その他 ・相談窓口の周知 ・相談員のケア など					—	
施策の予算額・執行額	—	76,672 (66,003)	92,197	69,547	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-76(政策16-施策①))

施策名	食品健康影響評価技術研究の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局総務課	作成責任者名	総務課長 山本 麻里				
施策の概要	食品健康影響評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保						
達成すべき目標	信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施を促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 国内外の学術誌に掲載された論文数(1課題あたり平均)	2.2件	平成24年度	3.3件	平成30年度	-	2.3件	2.4件	2.5件	3.0件	3.0件	3.3件	信頼性の高いリスク評価を行うためには、その手法が国内外で広く知られていることが望ましいため、研究結果に基づき、国内・国外で学術誌に掲載された論文の数を指標とすることが適当。その数を向上させる観点から、30年度には現状の50%増を目標として設定。
2 評価基準、ガイドライン、リスク評価書の作成等に研究成果が引用された課題の割合(%)	20%	平成24年度	30%	平成30年度	-	20%	22.5%	22.5%	25%	25%	30%	効率的なリスク評価を行うためには、研究の結果、リスク評価に資するガイドライン・評価基準、リスク評価書の作成等へ活用されることが望ましいことから、研究成果が引用された割合を指標とすることが適当。その割合を大きく向上させる観点から、30年度には現状の50%増を目標として設定。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(平成17年度)	240,000 (238,159)	210,000 (207,488)	189,000	194,400	1.2	今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を含め、内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。 ・平成22年度に策定した「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」(平成22年12月16日食品安全委員会決定)について改定時期を迎えることから、平成26年度中に改定予定。					0098	
施策の予算額・執行額	240,000 (238,159)	210,000 (207,488)	189,000	194,400	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全性は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-77(政策16-施策②))

施策名	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進				担当部局名	食品安全委員会事務局情報・勧告広報課	作成責任者名	情報・勧告広報課長植木 隆				
施策の概要	国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。				政策体系上の位置付け	食品の安全性の確保						
達成すべき目標	食品安全委員会が行うリスク評価の内容等に関する理解の増進を図り、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。				目標設定の考え方・根拠	食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度	30年度
1 食品健康影響評価の内容等に関する意見交換会等への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	81.2%	平成22年度～平成24年度平均	基準値より増	平成25年度～平成27年度3年平均	60%	60%	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より増					平成22年度から24年度に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で81.2%であったことから、意見交換会・連続講座等において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が3年平均で81.2%を上回ることを目標値として設定。
2 当該年度に食品安全委員会ホームページのトップページに利用者がアクセスした件数	586千件	平成18年度～平成24年度の7中5	基準値より増	平成25年度～平成27年度3年平均	600千件	600千件	平成25年度から27年度の3年平均で基準値より増					リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、ホームページの閲覧者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、ホームページの閲覧件数が3年平均で基準値の件数を上回ることを目標値として設定。(なお、ホームページの閲覧数は、震災等の大きな事件の有無により大きく変動することから、7中5(直近7ヶ年のアクセス数のうち最高・最低を除く5ヶ年平均)の数字を基準値として採用した。)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 施経費(平成15年度)	23,557 (22,194)	25,716 (15,569)	26,823	27,022	1,2	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。 ・意見交換会について、地方公共団体や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行い、意見交換会において食品健康影響評価の内容等について分かりやすい情報提供と意見の交換に努めることにより、参加者の理解を増進させる。 ・ホームページに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、閲覧者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとすることで、ホームページの閲覧数を増加させる。					0099	
施策の予算額・執行額	23,557 (22,194)	25,716 (15,569)	26,823	27,022	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第186回通常国会における森内閣府特命担当大臣所信表明演説(内閣委員会) ・年月日:平成26年2月19日 ・関係部分(抜粋):「食品の安全は、国民の健康を守る上で極めて重要であり、科学的知見に基づき、その確保に全力を尽くします。また、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを強化してまいります。」					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-78(政策17-施策①))

施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					担当部局名	公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官・総務課長 山内達矢			
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					政策体系上の位置付け	公益法人制度の適正な運営の推進					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					目標設定の考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)	政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			施策の進捗状況(実績)									
1 公益法人への寄附金総額	—	増加トレンドを確立	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	公益法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るためには、法人活動情報の発信や拡充された寄附税制の周知・広報により、公益法人の活動の重要性が広く国民に理解され、国民から公益法人への寄附が増えていく状況をつくり、寄附文化の醸成を促進する必要がある。このため、公益法人への寄附金総額を測定指標とした。 目標については、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、公益法人への寄附金総額の推移を測定する期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標とする。
			—	平成30年度	—	—	—	—	—	—	—	
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
2 HP「公益法人information」へのアクセス数	5,064,515	対前年度比増	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益information」は、 ①国民にとって、公表・公示情報、公益法人データベース、FAQ等の公益法人等関連情報をオンラインで入手可能にすること ②法人にとって、各種申請、提出すべき書類の提出、申請処理状況の照会について、全て電磁的記録をもって行うことが可能であると同時に、制度理解の助けとなる情報や監督に関する情報等を得られること ③行政庁にとって、共通のシステムを共同で管理・運用することにより、行政庁間の業務の標準化、簡素化・効率化を図ること といった各関係者の利便に資する仕組みについて、できる限り簡素・効率的な形で提供することを実現している。 「公益法人information」が国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」へのアクセス数を測定指標とした。 目標については、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することを目標とする。
			平成25年度	平成26年度	—	—	対前年度比増	—	—	—	—	
3 定期立入検査の実施件数	—	650法人程度	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	公益法人の監督に当たっては、「監督の考え方」(平成20年11月21日内閣府)において、「公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める」こととしており、公益法人の適正な運営を確保するためには、内閣府として立入検査を適正に実施していくことが重要であることから、定期立入検査の実施件数を測定指標とした。 目標については、公益法人に対し定期的に行う立入検査について、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡スケジュールで実施することとする」とされていることから、26年度に事業報告を提出予定の約2,000法人の約3分の1である650法人程度とした。
			平成25年度	平成26年度	—	—	650法人程度	—	—	—	—	
					28	151						

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度			
公益法人制度の適正な運 (1) 営の推進に必要な経費 (平成26年度)	—	—	—	93,837	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人データベース、法人活動事例紹介 等</li> <li>・法人運営の参考となる情報、監督に関する情報提供 等</li> <li>・申請のポイントを解説した動画コンテンツ、申請書の記載例 等</li> </ul> </li> <li>○ニュースレター「公益認定等委員会だより」、パンフレット「民間が支える社会を目指して」の発行など各種媒体の活用</li> <li>○内閣府職員による窓口相談、民間の専門家を活用した相談会、申請法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会等の法人支援</li> <li>○監督のための職員による公益法人への立入検査</li> </ul>	0100
施策の予算額・執行額	—	—	—	93,837 (-)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-79(政策18-施策①))

施策名	経済社会活動の総合的研究				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	総務部長 籠宮 信雄 景気統計部長 中垣 陽子				
施策の概要	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。			目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第5号		政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	37,863	24年度	前年度比増	26年度	前年度並み	前年度並み	前年度比増	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。
2 景気指標に関するHPへのアクセス件数	302,678	24年度	前年度比増	26年度	前年度並み	前年度並み	前年度比増	-	-	-	-	HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 経済社会活動の総合的研究に必要な経費 (平成12年度)	473,592 (393,629)	466,865 (360,222)	386,356	331,752	1,2	経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究を行い、ESRI Discussion Paperや景気指標等の形で政策の企画立案・推進を支援するとともに、HP等を通じて国民への情報提供を行う。				0101		
施策の予算額・執行額	473,592 (393,629)	466,865 (360,222)	386,356	331,752	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-80(政策18-施策②))

施策名	国民経済計算				担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	国民経済計算部企画調査課長 多田 洋介				
施策の概要	国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。				政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進						
達成すべき目標	国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第6号	政策評価実施予定時期	平成27年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。	100%	23年度	100%	26年度	100%	100%	/	/	/	/	「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せられたことを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を100%達成することを目標値として設定。	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
新たな国際基準である2008年国民経済計算体系2(2008SNA: System of National Accounts 2008)への対応	一部事項のみ対応済み	24年度	2008SNAの実装完了及び計数の公表	28年度	個別項目の課題の洗い出し	個別項目の対応方針の検討	対応方針の決定	実装作業の開始	実装作業の完了及び計数の公表	-	-	国連において、1993SNAに代わる新たな国民経済計算体系として2008SNAが平成20～21年に採択されたことを受け、26年度から始まる新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会からの答申において平成28年度末までに実施することとされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
国民経済計算に必要な経費(平成12年度)	283,238(225,042)	250,673(191,941)	199,011	223,008	1, 2	・国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。 ・これら事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。					0102	
施策の予算額・執行額	283,238(225,042)	250,673(191,941)	199,011	223,008	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-		



平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-81(政策18-施策③))

施策名	人材育成、能力開発					担当部局名	経済社会総合研究所		作成責任者名	経済研修所総務部長 小川 尚良		
施策の概要	①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。 ②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアジア諸国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。					政策体系上の位置付け	経済社会総合研究の推進					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法第4条第3項第56号		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 研修に対する研修員アンケートの満足度	84.2%	平成20年度	87%以上	26年度	80%以上	80%以上	87%以上	-	-	-	-	各研修において研修員の87%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。 根拠: 基準年度(調査開始年度)から平成24年度までの満足度の平均を目標値に設定
					89.0%	92.9%	-	-	-	-		
2 SNA研修(アジア諸国向け)研修参加者数	7名	平成24年度	7名以上	26年度	7名以上	7名以上	7名以上	-	-	-	-	各国統計機関における本研修参加により、長期的に当該国SNA統計の精度向上が見込まれる為 根拠: 各年度招聘者数を表示
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度								
経済研修所運営に必要な (1)経費 (平成12年度)	13,132 (8,804)	12,945 (9,487)	13,392	13,413	1	・各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施 ・発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施					0103	
施策の予算額・執行額	13,132 (8,804)	12,945 (9,487)	13,392	13,413	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-82(政策19-施策①))

施策名	迎賓施設の適切な運営				担当部局名	迎賓館、大臣官房企画調整課国際室		作成責任者名	庶務課長 小林 秀夫			
施策の概要	日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、賓客が満足できる安全・快適な施設の提供など、円滑な接遇を行うための迎賓施設の管理・運営を行う。				政策体系上の位置付け	迎賓施設の適切な運営						
達成すべき目標	迎賓施設において、海外の賓客に対し接遇を行う等、日本の外交に資するものとする。その迎賓施設の役割について国民の理解を深めるため、迎賓館参観及び前庭公開を行うものとする。				目標設定の考え方・根拠	「迎賓館の運営大綱について」(昭和49年7月9日 閣議了解) 「京都迎賓館の使用について」(平成17年3月16日 内閣総理大臣決定) 「迎賓館別館の使用について」(平成24年6月11日 内閣総理大臣決定)		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 接遇業務に関して、迎賓施設管理についての苦情等の数	0件	平成25年度	0件	平成26年度	-	0件	0件	-	-	-	-	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで施設管理上の苦情等(迎賓館の責により寄せられた不満足の表明等)の経験はなく、賓客国から感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
2 接遇業務に関して、賓客国からの要請(施設管理上)に対応できた割合	100%	平成25年度	100%	平成26年度	-	100%	100%	-	-	-	-	迎賓館の接遇業務は、外国賓客が迎賓施設を常に安全かつ快適に滞在できる施設として提供を行うこと。これまで賓客国から要請された対応(合理的理由に基づく依頼等)については感謝(満足)の意を表されている。高評価が当然の使命であることを前提としていることから、当該指標を設定した。
3 赤坂・京都迎賓館参観者及び前庭公開入場者アンケート実施による肯定的評価(「満足」、「ある程度満足」の合計割合)	81.5%	平成22年度	90%以上の維持	平成26年度	80%以上	80%以上	90%以上	-	-	-	-	迎賓施設の役割等への理解度を検証するとともに、迎賓館参観及び前庭公開実施方法の改善に資するため設定。これまでの高評価は、参観者等の意見を踏まえ、参観等の実施結果を分析・検討し、課題解決に向けて改善努力することにより、国民目線でのおもてなし対応を行った結果。今後も過去の実績を踏まえ、高水準の満足度(90%以上)の評価を継続・維持することを目指す。(実績推移: H22年81.5%、H23年85.0%、H24年93.3%、H25年93.5%)
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 赤坂迎賓館参観経費(参観: 昭和50年度、前庭公開: 平成22年度)	15204 (15,543)	15,113 (16,442)	15,375 (15,743)	15,741	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(参観、前庭公開)を実施。参観については、夏季に10日間実施。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合には抽選により参観者を決定。前庭公開については、秋季に3日間実施。入場は自由で申し込み等は不要。参観及び前庭公開とともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、説明員による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。					0104	
(2) 京都迎賓館参観経費(平成17年度)	15,064 (15,064)	14,002 (13,544)	13,805 (10,927)	12,821	3	国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。参観期間は10日間。応募多数の場合は、抽選により参観者を決定。参観に当たっては、接遇時のしつらいの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技能・伝統技術の説明の展示をし、また、説明員による各室の特徴等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。					0105	
施策の予算額・執行額	887,000 (831,299)	835,627 (794,220)	825,079 (788,888)	851,832	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-83(政策20-施策①))

施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進				担当部局名	北方対策本部	作成責任者名	参事官 山谷 英之					
施策の概要	国民への広報啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。				政策体系上の位置付け	北方領土問題の解決の促進							
達成すべき目標	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。				目標設定の考え方・根拠	内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律及び北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発を図ることとされている。		政策評価実施予定時期 平成27年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
1	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	22年度	年24回以上	30年度	月1回以上	月1回以上	年15回以上	年18回以上	年21回以上	年24回以上	年24回以上	情報提供ツールとして、ホームページにおける随時の更新が適当であるため。
2	北方対策本部ホームページへのアクセス件数	122,727件	23年度	150,000件	30年度	前年度以上	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	150,000件以上	ホームページによる国民への周知度を測定する指標として適当であるため。 ※実績値は平成26年度11月よりアクセスログ解析のシステム変更により、再計算した数値である。
3	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事(独)北方領土問題対策協会が主催する行事を除く。)の回数	129回	15年度	100回以上	30年度	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	すそ野の広い国民の理解と関心を高めるため、全国各地において、各種大会、講演会、研修会、署名活動等が少なくとも毎年100回以上実施されるよう働きかけを行うことが必要であるため。
4	「北方領土問題教育者会議」の設置数	40都道府県	24年度	47都道府県	28年度	基準年度	前年度比増	前年度比増	前年度比増	47都道府県	47都道府県	47都道府県	学校教育における北方領土教育の充実を図る環境整備に向け、全都道府県に「北方領土問題教育者会議」が設置されるよう働きかけを行うことが必要があるため。
5	「エリカちゃん」フェイスブックの「いいね」の数	997	25年度	前年度比増	30年度	—	基準年度	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	相対的に北方領土問題への理解と関心が低い若年層をターゲットにした広報ツールとして、(独)北方領土問題対策協会が運営しているフェイスブックの認知度を上げる必要があるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度									
(1)	北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)	363,393 (356,694)	196,689 (173,162)	74,596 (59,107)	84,508	1, 2, 3	北方領土問題の早期解決のため、粘り強い外交交渉の後押しする国民世論の啓発、特に、若い世代への啓発として、修学旅行生等への学習機会の拡充などを実施することにより、国民の正しい理解と関心の促進を図ることが見込まれる。また、返還要求運動の原点とも言うべき北方領土隣接地域における振興啓発事業を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。						0106
(3)	独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金(平成15年度)	1,325,973 (1,325,973)	1,310,278 (1,310,278)	1,235,731 (1,235,731)	1,214,535	1, 2, 3, 4	「(独)北方領土問題対策協会と連携したフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用した啓発や「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等の活動を支援することにより、返還要求運動の活性化を図ることが見込まれる。また、「北方領土問題教育者会議」の設置の要請を未設置県に行うこと等により、同会議の設立が見込まれる。						0143
施策の予算額・執行額		1,689,366 (1,682,667)	1,506,967 (1,483,440)	1,310,327 (1,294,838)	1,299,043	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		ロシアのプーチン大統領とは、四度首脳会談を行い、外務・防衛閣僚協議も開催されました。個人的な信頼関係の下で、安全保障・経済を始めとする協力を進めるとともに、平和条約締結に向けた交渉にしっかり取り組み、アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築してまいります(第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-84(政策21-施策①))

施策名	国際平和協力業務等の推進				担当部局名	国際平和協力本部事務局	作成責任者名	参事官 小林 真一郎						
施策の概要	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協法力法」という。)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。				政策体系上の位置付け	国際平和協力業務等の推進								
達成すべき目標	国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること。				目標設定の考え方・根拠	国際平和協法力第1条において、同法の目的として、国際平和協力業務等の実施により、「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」が規定されている。	政策評価実施予定時期	平成27年8月						
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度		
1 国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	平成19年度	肯定評価	平成26年度	肯定評価	肯定評価	肯定評価							国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協法力第1条に規定する「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成26年行政事業レビュー事業番号		
	23年度	24年度	25年度	26年度										
(1) 国際平和協力隊の派遣等経費(平成4年度)	260,190 (198,386)	246,412 (172,809)	190,071 (77,058)	157,267	1	国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣等を行う。						0107		
(2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度)	43,306 (24,155)	40,921 (33,683)	38,693 (37,151)	45,798	1	既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。						0108		
(3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)	125,734 (87,561)	102,283 (96,626)	116,348 (153,198)	151,231	1	国際連合等の要請に基づき、人道的な国際救援活動に係る物資協力を迅速に実施するため、基本的な人道救援物資の備蓄を行う。						0109		
施策の予算額・執行額	429,230 (310,102)	389,616 (303,118)	345,112 (267,407)	354,296	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 国家安全保障戦略(平成25年12月17日国家安全保障会議決定、閣議決定) 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与 (4) 国際平和協力の推進 「今後、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国に対する国際社会からの評価や期待も踏まえ、PKO等に一層積極的に協力する。その際、ODA事業との連携を図るなどの活躍の効果的な実施に努める。 また、ODAや能力構築支援の更なる戦略的活用やNGOとの連携を含め、安全保障関連分野でのシームレスな支援を実施するため、これまでのスキームでは十分対応できない機関への支援も実施できる体制を整備する。									

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-85(政策22-施策①))

施策名	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡				担当部局名	日本学術会議事務局		作成責任者名	企画課長 渡邊 清			
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等において、科学に関する重要事項の審議を行い、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。				政策体系上の位置付け	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡						
達成すべき目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。				目標設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条、第3条		政策評価実施予定時期	平成27年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 意思の表出の件数	62件	平成23年度	62件	平成26年度	8件	10件	62件	-	-	-	-	日本学術会議の主な活動として、審議結果の政府・社会に対する提言等(意思の表出)があり、審議活動の状況を測る一つの指標として、意思の表出の件数を掲げた。また、日本学術会議は、会員の半数改選を3年毎に行い、半数改選毎の3年間を1期として審議活動を行うため、3年前である平成23年度の意思の表出件数を元に、特殊要因による件数の増減を勘案して目標値を設定した。
2 共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催回数	8回	平成25年度	8回	平成26年度	8回	8回	8回	-	-	-	-	日本学術会議の国際活動のうち、共同主催国際会議・国際シンポジウムの開催は活動の一つの柱であり、その活動状況を測る一つの指標として、会議の開催回数を掲げた。なお、目標値はこれまでの開催実績を勘案して設定した。
3 学術フォーラムの開催回数	10回	平成23年度	10回	平成26年度	10回	10回	10回	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
4 学術フォーラムの参加者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	95%	平成25年度	90%	平成26年度	80%	80%	前年度以上	-	-	-	-	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
5 地区会議公開講演会の開催回数	8回	平成22年度	7回	平成26年度	7回	7回	7回	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの指標として、開催回数を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
6 地区会議公開講演会の開催回数来場者アンケートで肯定的に評価した者の割合(平均値)	85%	平成25年度	80%	平成26年度	-	80%	前年度以上	-	-	-	-	地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。なお、目標値はこれまでの実績値を勘案して設定した。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業レビュー事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 科学に関する重要事項の審議等(昭和23年度)	302,020 (291,469)	212,831	243,976	302,022		1	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会・分科会において審議を行い、提言等を取りまとめ、日本学術会議の意思の表出として政府・社会等に対する提言等を発出している。					-
(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	233,977 (211,035)	195,918	183,450	187,582		2	各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。					O110
(3) 科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	3,362 (2,464)	3,227	3,227	3,278		3, 4	日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。					O111
(4) 科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	13,272 (13,163)	7,896	7,884	8,144		5, 6	全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。					O112
施策の予算額・執行額	552,631 (518,131)	419,872 (397,637)	438,537	501,026			施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					-

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府26-86(政策23-施策①))

施策名	民間人材登用等の推進				担当部局名	官民人材交流センター総務課	作成責任者名	総務課長 岡本 信一			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。</li> <li>・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、官民の人材交流の実施に関する情報提供等や関連する制度等に関する広報・啓発活動を実施する。</li> </ul>				政策体系上の位置付け	官民人材交流センターの適切な運営					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期退職募集制度の施行に伴い、それを効果的に行うため、透明性の高い形で民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。</li> <li>・官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、企業・府省間の意見交換会及び民間企業等を対象とする説明会の支援を実施する。</li> </ul>				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)において、早期退職募集制度の導入に併せて、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うなどの方策について検討し、早急に実施に移す、再就職支援の仕組みや実施状況について透明性を確保するとされている。</li> <li>・「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)において、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施するとされている。</li> <li>・「採用昇任等基本方針」(平成26年6月24日閣議決定)において、官民の人材交流に関する指針が定められている。</li> <li>・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」(平成26年6月24日内閣総理大臣決定)において、①職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する指針、②官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針が定められている。</li> </ul>		政策評価実施予定時期	平成27年8月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
民間委託による再就職決定率 (再就職者数/支援人数)	-	出来るだけ高く	26年度	-	出来るだけ高く	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」等において、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施するとされているため</li> <li>・目標値については、前年度からの事業で実績値がないことから出来るだけ高く設定</li> </ul>
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
企業・府省間の意見交換会及び民間企業等を対象とする説明会の開催	-	実施	26年度	-	実施	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」等において、官民人材交流センターは、関係機関と連携して、官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行うものとする等とされているため</li> </ul>
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度							
民間の再就職支援会社を (1)活用した再就職支援経費 (平成25年度)			50 (7)	52	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募認定退職をする者であって、再就職支援を受けることを希望する者に対する再就職支援の提供に係る業務を支援会社に委託して実施し、再就職支援の実施に係る状況について毎年1回公表する</li> </ul>				0145	
施策の予算額・執行額			50 (7)	52	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)				-		